

国民年金保険料免除・納付猶予制度

受け付け中

経済的な理由等で、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、ご本人の申請手続きによって保険料が免除また納付猶予される次の3つの制度があります。

①全額免除・一部免除制度

「本人」「世帯主」「配偶者」の前年度所得が一定以下の場合には、申請により保険料が全額免除または一部免除{1/4免除(3/4納付)・半額免除(半額納付)・3/4免除(1/4納付)}になります。

②納付猶予制度

50歳未満の方で「本人」「配偶者」の前年度所得が一定以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で「本人」の前年度所得が一定以下の場合には、申請により保険料納付が猶予されます。

※保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。

平成29年度「納付」「免除」「猶予」と「未納」は下表のように違います。

	納付	1/4免除 (3/4納付)	半額免除 (半額納付)	3/4免除 (1/4納付)	全額免除	納付猶予 学生納付特例	未納
平成29年度納付額(月額)	16,490円	12,370円	8,250円	4,120円	—	—	—
平成29年度免除額(月額)	—	4,120円	8,240円	12,370円	16,490円	—	—
受給資格期間に算入	○	指定された金額を納付していれば○ <small>指定された金額が未納の場合、一部免除が無効(未納と同じ)になりますのでご注意ください</small>			○	○	×
老齢基礎年金額に 反映される割合 (平成21年4月以降)	8/8	7/8	6/8	5/8	4/8	反映 されません	反映 されません

申請の際は、年金手帳と認印を持参してください。

【注意事項】

- 申請時点の2年1か月前の月分まで申請ができます。ただし、申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、申請が承認されない場合があります。
- 「一部納付」の期間は、その保険料を納付されないと、未納期間と同じ扱いになります。
- 免除・猶予期間は、承認期間から10年以内であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができます。ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納するときは、当時の保険料額に応じた加算額が上乘せされます。

8月から
年金受給のために
必要な加入期間が
25年から10年に
短縮されます

法律の改正により、65歳以上で、これまで年金を受け取ることができなかった人も受給できる可能性があります。新たに受給対象となる人には、日本年金機構から年金請求書(短縮)の印字された「黄色の封筒」が送付されます。お手元に届きましたら、水戸南年金事務所で手続きをしてください。

○手続きの際は「ねんきんダイヤル(0570-05-1165)」で事前予約をお願いします。

○すべての加入期間が国民年金第1号被保険者だった人は、本庁保険年金課・各支所市民窓口課でも手続きができます。

くわしくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 保険年金課(内線141)、笠間支所市民窓口課(内線72124)、岩間支所市民窓口課(内線73182)